

令和 7 年 1 月 2 9 日開催

令和 6 年度
燕市農業委員会第 1 1 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第 11 回総会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 29 日（水曜日）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 19 分

2. 開催場所 燕市役所 4 階 委員会室

3. 出席委員（25 名）

2 番 片桐 正敏	11 番 矢澤 実	21 番 五十嵐 博子
3 番 和田 正春	12 番 荻原 一郎	22 番 笹川 勇雄
4 番 遠藤 忠夫	13 番 藤田 浩介	23 番 小杉 祥子
5 番 瀬戸 一義	14 番 長谷川 治仁	24 番 三浦 哲郎
6 番 阿部 恵作	15 番 山浦 博	25 番 澁木 誠治
7 番 山田 直子	16 番 志田 晃	26 番 江口 保
8 番 岩野 稔	17 番 大矢 陽子	
9 番 山崎 登美雄	18 番 玉木 美奈子	
10 番 江辺 耕一	19 番 澤口 隆行	
	20 番 土田 喜七	

4. 欠席委員

欠席 1 名 1 番 小川 芳秀

欠員 0 名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 新たに任命された燕市農業委員会委員の議席の決定並びに部会及び事前審査委員会の所属について

(4) 会長報告

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について

報告第 25 号 農地の転用事実に関する照会について

(5) 議事

議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 59 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 60 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 61 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 62 号 地域計画の策定に対する意見について

(6) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野 見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

14 番 長谷川 治仁 15 番 山浦 博

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	本日の総会の委員の欠席は、議席番号1番 小川 芳秀委員であります。 各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。 なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。 総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は25名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。
議 長	只今より、燕市農業委員会第11回総会を開会致します。 それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。 議長の指名に一任願えますでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	それでは、議長として次の2名を指名致します。 議席番号14番 長谷川 治仁 委員及び 議席番号15番 山浦 博 委員をお願いします。
議 長	次に、日程3の「新たに任命された燕市農業委員会委員の議席の決定並びに部会及び事前審査委員会の所属について」であります。 昨年9月30日に金山前農業委員、府中前農業委員が辞任されたことに伴い、新たに志田晃委員、大矢陽子委員が1月市議会で同意をいただき、1月24日付けで、燕市長から農業委員に任命されました。 志田委員、大矢委員の任期は、前任者の残任期間となり、令和9年7月31日までとなります。 燕市農業委員会会議規則第7条第2項では、「任命後新たに選出された委員の議席は、議長が定める」と規定されていることから、志田委員、大矢委員の議席は議長である和田が定めることでご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、志田委員の議席番号は「16番」、大矢委員の議席番号は「17番」とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 次に、志田委員、大矢委員の部会の所属でございますが、志田委員は府中前委員が所属していた「農地部会」とし、事前審査委員会の所属は「第3事前審査委員会」、委員会の所属は「広報委員会」、大矢委員は金山前委員が所属していた「農地部会」とし、事前審査委員会の所属は「第1事前審査委員会」とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、新たに燕市農業委員会委員に任命されました志田委員、大矢委員より、自己紹介を簡単をお願いいたします。 (新委員自己紹介)
議 長	ありがとうございました。志田委員、大矢委員は席にお着きください。それでは議事に戻ります。
議 長	次に、日程4の会長報告についてであります。 会長報告第24号、第25号を事務局に一括して報告を求めます。
事務局	会長報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について」であります。議案につきましては、事前配布してございますので、各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。
事務局	初めに小作権の解約であります。 受付番号134番 水道町四丁目の田、計3筆、1,725㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。
事務局	次に利用権の解約であります。 受付番号135番 米納津字大保の畑、1筆、56㎡、売買に伴う利用権の解約であります。 利用権の解約は、7件、10筆、31,622㎡となります。
事務局	次に農協転貸の解約であります。 受付番号142番 次新字申辰の田、計5筆、4,374㎡、売買に伴う利用権の解約であります。 農協転貸の解約は、4件、9筆、6,263㎡となります。
事務局	続いて、中間管理事業の解約であります。

事務局	受付番号 146 番 灰方字南の田、1 筆、49 m²、耕作者の都合に伴う 利用権の解約であります。 中間管理事業の解約は、63 件、152 筆、286,343 m²となります。 合意解約の総合計は、75 件、174 筆、325,953 m²となります。
事務局	続きまして、会長報告第 25 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。 受付番号 16 番 杉柳字杉柳の田、計 2 筆、1,908 m²、現況地目は非 農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和 6 年 7 月 30 日、燕農委第 15414 号、農地法 5 条、建売住宅（9 棟）。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であ ります。
事務局	受付番号 17 番 富永字新保境の畑、計 2 筆、167 m²、現況地目は非 農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得るこ とが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の 有無は無し。農用地区域外であります。
事務局	受付番号 18 番 水道町一丁目の田畑、計 7 筆、658 m²、現況地目は 非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。昭和 34 年 1 月 27 日、新潟県指令農開第 548 号、農地法 5 条、 農家住宅及び諸施設。現状回復命令の有無は無し。用 途地域であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。 質問等ありましたらお願い致します。 （質問なし）
議 長	ご質問が無いようですので、日程 5 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につい て」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であり ます。 受付番号 24 番 吉田本町字藤島堤外の田畑、計 5 筆、20,091 m²、 契約内容は使用貸借、位置図は議案資料の 1 頁をご覧 ください。

事務局	受付番号 25 番 吉田鴻巣字三方口の田、1 筆、52 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 26 番 中島字大道通の田、1 筆、159 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 27 番 中島字下表、他の田、計 3 筆、2,842 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 28 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、29 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 5 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 29 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、3.3 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 6 頁をご覧ください。 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。なお、関係委員の案件として、受付番号 27 番に玉木委員の案件があります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 27 番を除いて阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	1 月 22 日、午後 1 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、出席委員 9 名による審査を行いました。審査の結果、関係委員の案件 1 件を除く「農地法第 3 条の規定による許可申請」5 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 18 番 玉木美奈子委員は退室願います。 (関係委員 退室 午後 1 時 48 分)
議 長	関係委員の案件である受付番号 27 番について、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	審査の結果、受付番号 27 番について、異議がなかったことを報告致します。
議 長	只今、阿部副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。 関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 1 時 50 分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「許可」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	それでは議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 59 番 南一丁目の畑、1 筆、44 m²、転用目的は宅地分譲 2 区画。契約内容は売買、令和 7 年 4 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。

事務局	不動産業を営んでおり、当該地と隣接する宅地を購入し、宅地分譲地 2 区画を整備するものです。申請地は、近隣商業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 60 番 佐渡字寄合割の田、1 筆、459 m²、転用目的は倉庫。契約内容は売買、令和 7 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。 高圧ガスの販売などを営んでおり、当該地を購入し、倉庫を建設して既存施設と一体利用するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 61 番 佐渡字寄合割の田、1 筆、460 m²、転用目的は宅地分譲 1 区画。契約内容は売買、令和 7 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。 不動産業を営んでおり、当該地を購入し、宅地分譲地 1 区画として整備するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、阿部副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 59 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 59 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号 66 番 国上字長辰の田、1 筆、195 m²、移転時期は令和 7 年 2 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 7 年 2 月 28 日。位置図は議案資料の 10 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 67 番 吉田鴻巣字堅割の田、計 3 筆、3,003 m²、移転時期は令和 7 年 2 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 7 年 2 月 28 日。位置図は議案資料の 11 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 68 番 栗生津字山王の田、1 筆、2,302 m²、移転時期は令和 7 年 2 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 7 年 2 月 28 日。位置図は議案資料の 12 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 69 番 佐善字切替の田、計 3 筆、2,606 m²、移転時期は令和 7 年 2 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 7 年 2 月 28 日。位置図は議案資料の 13 頁をご覧ください。
事務局	続いて利用権設定であります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 70 番 道金字中曽根の田、1 筆、1,021 m²、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。以下、対価

	はお読み取り下さい。
事務局	受付番号 71 番 道金字中曽根の田、計 2 筆、1,999 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります
事務局	受付番号 72 番 八王寺字江西の田、計 2 筆、2,042 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 73 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,371 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 74 番 粟生津字山王の田、計 7 筆、19,062 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 26 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 75 番 粟生津字山王の田、計 2 筆、15,508 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 26 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 76 番 粟生津字山王の田、1 筆、7,742 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 77 番 横田字前田の田、1 筆、3,060 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 78 番 横田字前田の田、計 3 筆、6,101 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 79 番 大川津字古屋敷、他の田、計 7 筆、4,983 m ² 、設定期間は令和 17 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 80 番 米納津字大保、他の田、計 4 筆、9,082 m ² 、設定期間は令和 12 年 2 月 5 日までの 5 年になります。
事務局	受付番号 81 番 庚塚の田、1 筆、3,086 m ² 、設定期間は令和 12 年 2 月 5 日までの 5 年になります。
事務局	受付番号 82 番 高木字高木、他の田、計 7 筆、32,741 m ² 、設定期間は令和 8 年 2 月 26 日までの 1 年になります。 再設定を含む利用権設定の合計は、19 件、70 筆、127,504.88 m ² と

事務局	なります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転4件、利用権の新規設定13件、再設定5件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第60号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第60号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号252番 柳山字裏畑の田畑、計12筆、8,339㎡、設定期間は令和17年3月31日までの10年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。 10年の公社借入は、73件、453筆、655,564.92㎡となります。
事務局	8年の集積計画であります。 受付番号325番 吉田西太田字札木、他の田、計8筆、14,296㎡、

事務局	設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 8 年になります。
事務局	7 年の集積計画であります。 受付番号 326 番 熊森字新割の田、1 筆、756 m ² 、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 7 年になります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 327 番 柚木字浜田、他の田畑、計 26 筆、16,987.68 m ² 、設定期間は令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	始期が違う 5 年の集積計画であります。 受付番号 334 番 小池字上通の田、計 14 筆、11,887 m ² 、設定期間は令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年になります。 5 年の公社借入は、8 件、63 筆、83,897.68 m ² となります。
事務局	続きまして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 144 番 柳山字裏畑の田畑、計 19 筆、14,464 m ² 、設定期間は令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年であります。 10 年の公社貸付は、39 件、453 筆、655,564.92 m ² となります。
事務局	8 年の集積計画であります。 受付番号 183 番 吉田西太田字札木、他の田、計 8 筆、14,296 m ² 、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 8 年になります。
事務局	7 年の集積計画であります。 受付番号 184 番 熊森字新割の田、1 筆、756 m ² 、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 7 年になります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 185 番 柚木字浜田、他の田畑、計 17 筆、8366.68 m ² 、設定期間は令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	始期が違う 5 年の集積計画であります。 受付番号 194 番 小池字上通の田、計 14 筆、11,887 m ² 、設定期間

事務局	は令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年になります。 5 年の公社貸付は、10 件、63 筆、83,897.68 m ² となります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 83 件、公社貸付 51 件、異議がなかった事を報告致します。
事務局	只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。 (質疑なし)
議 長	次に、議案第 61 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 61 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。 利用権の移転であります。 受付番号 12 番 佐渡山字江流の田、計 2 筆、990 m ² 、残期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年であります。
事務局	受付番号 13 番 杣木字枯木の田、計 5 筆、4,260 m ² 、残期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年であります。
事務局	受付番号 14 番 横田字アラヤ東の田、1 筆、48 m ² 、残期間は令和

	12年12月31日までの6年であります。
事務局	受付番号15番 東太田字阿根、他の田、計20筆、14,195㎡、残期間は令和12年12月31日までの6年であります。
事務局	受付番号16番 庚塚の田、計3筆、5,520㎡、残期間は令和12年12月31日までの6年であります。
事務局	受付番号17番 東太田字寺田の田、計3筆、761㎡、残期間は令和13年11月30日までの7年であります。
事務局	受付番号18番 柚木字浜田、他の田、計12筆、2,232㎡、残期間は令和14年4月5日までの7年であります。
事務局	受付番号19番 柚木字浜田、他の田、計12筆、5,502㎡、残期間は令和15年4月5日までの8年であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の8件、意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。

議 長	次に、議案第 62 号「地域計画の策定に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 62 号「地域計画の策定に対する意見について」であります。地域計画の公告にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。 (農政課：説明)
事務局	説明は以上です。
議 長	担当課より説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、阿部副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
阿部副委員長	審査の結果、地域計画の策定に対する意見について、意見は特になかった事を報告します。 (質疑なし)
議 長	只今、阿部副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 59 号、第 60 号の案件につきましては、<u>2 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 2 時 19 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この
次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 29 日

総 会 議 長

和田 正春

議事録署名委員

長谷川 治仁

議事録署名委員

山浦 博
